

十九世紀末イギリスにおける性と愛

——「オスカー・ワイルド事件」の歴史的位相とその効果——

野田 恵子

本稿では、イギリスにおいて最も有名な裁判のひとつとして挙げられる「オスカー・ワイルド事件」の歴史的位相を、その裁判記録や当時の新聞記事などを通して当時の文脈において具体的に検討する。そのことによって、現在では「同性愛事件 / 裁判」であると前提される傾向にある「ワイルド事件」が、未だ「同一 / 異一性愛」という概念が実定性を帯びていなかった十九世紀末のイギリスにおいて、実際にはどのような問題圏に属する出来事であったのか、またその効果とかがいかなるものであったのか、を明らかにするものである。

1 はじめに

本稿は、1895年に起こりイギリス中を騒がせることとなった、現在では近代における「同性愛事件 / 裁判」の一例として広く知られている「オスカー・ワイルド事件」（以下、「ワイルド事件」）を、その裁判記録や当時の新聞などの一次資料をもとに再検討し、それへの新たな視座を提示するものである。そのことによって「ワイルド事件」が当時の文脈においては、単純に「同性愛」をめぐる事件として把握できるような出来事ではなかったこと、しかしそれはまた、後のセクソロジーによる「同一 / 異一性愛 (homo-/hetero-sexuality)」という概念の創出 / 流布に直接的な影響を与えた事件であり、現在の我々の性のあり様とも決して無関係ではないことを明らかにする。

「ワイルド事件」とは、1895年に、当時、イギリスのみならず北米においても著名であった文筆家のオスカー・ワイルド(1854 - 1898)が、刑法改正法第十一条に規定されていた男同士の「著しい猥褻行為 (gross indecency)」を犯した

として逮捕され、有罪判決を受けた事件をいう。「ワイルド事件」は、現在では近代の「同性愛事件 / 裁判」の先駆けとしてしばしば言及される出来事であるが、「同一 / 異一性愛」という概念が未だ一般的には認知されていなかった当時のイギリスにおいて、それは本当に近代の「同性愛」問題として把握されるような出来事であったのだろうか。それともそれとは異なった問題圏に属するが、しかしそれと無関係ではない出来事のひとつとして理解されるべきものなのであろうか。本稿においてはこのような問いを、「同一 / 異一性愛」という概念に支えられた性的規範がまさに立ち現れようとしていた十九世紀後半のイギリス¹に焦点を当て、その具体的様相を検討することによって探究する²。

セクシュアリティをめぐる研究において「ワイルド事件」は、近代の「同性愛」の抑圧の「誕生」をめぐる事例としてしばしば言及される。だがそれらの多くにおいては、「同性愛」抑圧をその根底に持つヘテロセクシズムという規範を指摘するための一例として、「ワイルド事件」と

いう出来事存在が歴史的脈から外されて簡単に上げられるに留まり、その具体的な内容やそれが実際にどのような効果を持ったのかなどについてはほとんど検討されていない。「ワイルド事件」を主題的に取り扱う先行研究としてモントゴメリー・ハイドによる研究が挙げられる (Hyde 1962, 1970)。ハイドは「ワイルド事件」を主題として、それを詳細に記述しているが、彼の視線は一貫してワイルドを「同性愛者」として捉えており、そのような見解を裏付ける記述が為されるに留まっている。しかし現在の視線から「同性愛事件 / 裁判」に見え得るという事実と、その当時にそれがどのような位相においてまなざされていたかということは混同されてはならない別の問題であろう。「同一 / 異一性愛」という概念が未だ一般的でなかった当時、それは実際にはどのような問題圏に属する事件であったのか、それは近代の「同性愛事件 / 裁判」と見なすことが妥当な出来事なのか、またもしそれが近代の「同性愛事件 / 裁判」と見え得るならば、それはどのような出来事の効果によるものなのか、などの疑問が探究されないまま、現在の視線から「ワイルド事件」を「同性愛事件 / 裁判」と短絡することは避けるべきではないだろうか。ハイドのように近代の「同一 / 異一性愛」という概念を前提とし、その同一性を担保しつつ過去を遡及的に振り返るような先行研究の立場においては、「ワイルド事件」という出来事の重要性がいったいどのような点にあるのかを見誤ってしまう危険性があるように思われる。

近年のセクシュアリティ研究においては、「ワイルド事件」の重要性をより深いレベルにおいて認識する研究も存在する。例えばイギリスにおけるセクシュアリティをめぐる研究で著名なジェフリー・ウィークスは、「ワイルド事件」

という出来事が近代の「同一 / 異一性愛」という概念の生成過程において持つ重要性を認識しつつ、それを歴史的脈の中に位置付け、他の出来事との相関関係において把握しようと試みている (Weeks 1983, 1989: 96-121)。その意味においては、本稿の立場はウィークスのそれと重なるものである。だがウィークスもまた、「ワイルド事件」が起こった当時のイギリスにおいては未だ「同性愛」という概念が一般的には不在であったという事実について意識的ではありながらも、現在の「同一 / 異一性愛」という近代の個別主体に定位した視線から遡及的に「過去」を振り返りつつ解釈を与える傾向が強い。そのため彼もまた、結果的にそれを「同性愛」抑圧の事例として語る先行研究に追随するに留まってしまっている。また彼の研究においては、イギリスにおけるセクシュアリティの歴史を十九世紀から二十世紀後半へと通時的に概観することにその重点が置かれているため、個々の詳細な事実が検討されないままに終わっている。

もちろん先行研究において「ワイルド事件」が「同性愛事件 / 裁判」として扱われることにはそれなりの理由がある。というのも、特にイギリスにおいては、セクソロジー³による「同一 / 異一性愛」という概念の創出と、その概念を広めることによって刑法を改正しようとした一連の動きは、「ワイルド事件」がイギリス社会に与えたインパクトに呼応して起こったものであり、それとの相関関係なしには把握し得ないものであるからである。第二節以降で詳しく見ていくが、「ワイルド事件」が属していた上層階級の「退廃」や「墮落」という道徳の問題圏から男同士の「親密な」関係を救い出し、それを異なったレベル（「同一 / 異一性愛」という「性一愛」の位相）において捉え直すべく

動いたのがセクソロジーである。つまり「ワイルド事件」とセクソロジーによる「同一／異一性愛」という概念の創出はほぼ時期を同じくして起こった出来事であり、そのため「同一／異一性愛」という概念が実定性を持った後の時代から当時を遡及的に振り返ると、それらは「同性愛」をめぐる出来事として混同されてしまうのであろう。しかしそのような混同によって、「ワイルド事件」のみならず、ワイルドを裁いた刑法の不当性を訴え、刑法の改正という明確な目的の下に動いていたセクソロジーの動きをも見誤ってしまう可能性があるのではないだろうか。近代の「同一／異一性愛」という概念が未だ一般の人々に流布していなかった十九世紀末という時代に男同士の「親密な」関係をめぐる状況が置かれていた錯綜した状況を、当時の一次資料に戻って紐解いていくことによって、後にセクソロジーへと繋がっていく出来事としての「ワイルド事件」の重要性が浮かび上がってくると思われる。またそのことによって、「人格」としての「同性愛」という概念を創出したが故に、「同性愛」抑圧を生み出した本質主義的思考として近年、批判の対象にのみなっている観のあるセクソロジーの意義を、当時の文脈において再検討する契機になるのではないだろうか。

このような問題意識の下、本稿では、「ワイルド事件」を当時の文脈の中に置くとともに、その出来事が後の時代に及ぼした効果を通時的に考察するという作業を行う。もし「ワイルド事件」が、通時的な文脈を外してそれ自体として考察できるのならば、現在の我々がそれを振り返り考察の対象とする必然性はないかもしれない。だが「ワイルド事件」が、現在の我々の生・性へのまなざしをも規定する「同一／異一性愛」という概念を提示することと

なるセクソロジーからの介入を直接的に要請し、そのような概念を一般に広めることに寄与したという事実を鑑みると、それは今一度、再考されるべきものであろう。したがって本稿では、「ワイルド事件」を十九世紀後半のイギリスにおける「社会純潔運動 (social purity movement)」⁴ に代表される性に関する一連の出来事の連鎖の一部に位置付けつつ、後にセクソロジーへと繋がる文脈の中に於いてその効果を捉え直す試みを行う。未だ「同一／異一性愛」という言葉とともに、それが指し示す概念が一般的でなかった時代に、そこでいったい何が問題とされていたのか、またそれが結果的にどのようにセクソロジーを中心とする一連の動きへと繋がっていくのかを詳しく見ていくことによって、先行研究においては見過ごされていた視角が示唆されると思われる。以下ではまず、第二節において「ワイルド事件」が起こる前夜の十九世紀後半のイギリスの様相を概観する。第三節では「ワイルド事件」を裁判記録や新聞記事をもとに詳細に検討する。そこで問題とされていた事態を当時の文脈の中において捉え直すことによって、それが実際にはどのような問題圏に属する出来事であったのかを明らかにする。第四節では「ワイルド事件」という出来事の意味をそれが後に持つこととなった効果から再検討する。

2 「オスカー・ワイルド事件」前夜—刑法改正法の成立と「純潔」という観念

「ワイルド事件」をめぐる事実を検討する前に、それを具体的な文脈の中に位置付けるため、まず事件が起こるまでのイギリスの様子を簡単に見ておく。

1885年、刑法改正法 (Criminal Law Amendment Act)⁵ が下院 (the House of Commons) において可決され、翌年に正式に施行された。その第十一条に「ラブシェール修正条項 (Labouchère Amendment)」⁶ として広く知られている以下のような条文が存在した。

公的な場であろうと私的な場であろうと、他の男性と著しい猥褻行為を行った男性、またその行為に参加した男性、あるいはその行為を斡旋した男性、また斡旋しようとした男性はすべて軽犯罪を犯したとして有罪であり、裁判所の裁量において二年以下の懲役刑と重労働、あるいは二年以下の懲役刑に処す。

刑法改正法は、当時のイギリスで盛んであった「社会純潔運動」と呼ばれる一連の動きによって成立に導かれたものである (野田 2004)。刑法改正法の直接の目的は、「白人奴隷 (white slavery)」⁷ と呼ばれる、当時のイギリス、特にロンドンにおいて蔓延していた「少女売春」を法の力によって規制することであった。その法の冒頭に「女性と少女の保護、および売春宿の防止と他の目的に関する更なる規定を設ける法」と付記されていることからそれは窺えるであろう。そのような目的を持った刑法改正法の一部に「ラブシェール修正条項」を差し込むことを考え、その条文を案出したヘンリー・ラブシェールの意図は、「少女売春」とともに当時、盛んであった上層階級の男性による「男娼 (少年売春)」をもまとめて取り締まることであった (野田 2004: 224)。つまり刑法改正法の大きな目的は、少女/少年を無節操な男性の情欲から救うことにあったのである。

十九世紀のロンドンでは上層階級の男性による売春が横行しており、それが大きな「社会問

題」になっていたことは広く知られた事実であろう。「社会純潔運動」を率いた人々⁸は、上層階級の男性の華美で過剰な生のあり様のひとつの現出として彼らによる「売春問題」を認識しており、当時の新聞もそのような枠組みにおいてそれを提示している (野田 2004: 221-223)。上層階級の過剰な生の形態は男性の無節操な情欲を肯定するものであり、そのような生の当然の帰結として「売春問題」も把握されているのである。そこでは、それが男性同士 (少年相手) であろうと異性間 (少女相手) であろうと、根源は同じ「売春問題」として捉えられていた。このような状況の下、プロテスタント的中産階級が標榜する「純潔 (purity)」という観念を法の言葉に翻訳することによって「売春問題」を根絶しようという意図の下に成立したのが、刑法改正法である。この時点では、男同士の性的なものを匂わせるような「親密な」関係も、近代のように「性-愛」の問題として捉えられておらず、情欲を肯定する貴族的で華美な生のあり様のひとつとして売春と並立するような問題圏に属していたと考えられる。

このようにしてよく混同される傾向にある、教会法の時代から連続と続く独自の歴史を持つ「ソドミー法」とは異なった問題圏に属するものとして成立したのが、「ラブシェール修正条項」である。では後に、この法が「同性愛」を取り締まる法として機能し、そのように名指されるようになるまでの間にいったいどのような出来事の効果が見出せるのであろうか。以下では刑法改正法成立のおよそ十年後、「社会純潔運動」の余韻を引きずったままの十九世紀末イギリスにおいて、「ラブシェール修正条項」に抵触することとなった「ワイルド事件」を具体的に検討する。

3 「ラブシェール修正条項」と「オスカー・ワイルド事件」

3-1 「オスカー・ワイルド事件」とその背景——「男娼」問題としての「クリーブランド・ストリート事件」

「ワイルド事件」を検討する前に、ここではまず、刑法改正法成立の五年後に起き、「ラブシェール修正条項」によって裁かれた最初の有名な事件である、「クリーブランド・ストリート事件」を簡単に見ておく。そこで問題になっていた事態がいかなるものなのかを検討することによって、「ワイルド事件」の置かれていた問題圏もより鮮明になるであろうと思われる。

事件の概要は次のようなものである。十八世紀の半ばに、チャールズ・ハモンドという男によって、ロンドンの中心街にあるクリーブランド街十九番地に男娼宿が開かれ、大成功を収めていた。顧客には王族を含む貴族などの上層階級の人々が名を連ねたが、クリーブランド街の男娼宿がその専門としていたのは、本職では週に数シリングしか稼げない郵便局のテレグラフ・ボーイと呼ばれる電報を配達する少年たちであった。ある日、彼らのひとりが分不相応の大金を所持していたとして疑惑をかけられ、そのことがきっかけとなって男娼宿の存在が明らかになった。数日にわたる警察の監視の結果、多数の「紳士」の出入りが確認され、関係者の男性たちが「ラブシェール修正条項」に抵触したとして逮捕され有罪となった。この事件の影響はその後も終息することなく、事件に関与していたはずの他の上層階級の男性たちが刑を逃れたことに疑惑をもった、あるジャーナリズムの追求によって広く世間の関心を集めることとなった。下院においても事件に関与したはずの男性たちの処遇について議論されたが、1890

年3月1日の『タイムズ(The Times)』には、「クリーブランド・ストリート事件」というタイトルのもと、次のように記されている。

1885年以前には法はそのような犯罪を扱うには十分でなかった。……そのようなことがロンドンに存在することは恥ずべきことである。そのようなことがロンドン以上に公に存在する都市は他にはないであろう。十年前はこうではなかったが、彼[ラブシェール]は、このような増加を全面的に犯罪者が裁かれないことに帰した。……貧しい男性が起訴され、[上層階級の]男性が逃れるのは許し難いことであった。(The Times 1890/3/1、[]部引用者)

上記で確認したように「社会純潔運動」の大きな目的は、上層階級の男性の華美な生によってもたらせる性的「墮落」や「退廃」を法によって押さえ込むことであった。だが主に「少女売春」の規制に焦点を当てて成立した刑法改正法において、「ラブシェール修正条項」はそれほど人々に認知されていた条文ではなかったと推察できる。一大センセーションとなったこの事件を契機として、この条文は広く人々に知られたるとともに、その意図するところも理解されることとなったのである。そしてこの事件によって引き起こされた効果のひとつとして、後の「同一／異一性愛」という概念の生成に決定的な影響を及ぼすことになる「ワイルド事件」という出来事を見ることができる。しかしここで指摘しておく必要があるのは、この事件は未だ現在の「同性愛」という問題圏とは直接的には接点のない「男娼(少年売春)」という問題、つまり少年を「買う」上層階級の男性の「墮落」という問題圏に属するものであり、この当時、

「ラブシェール修正条項」は発案者のもともとの意図から大きくはずれることもなく、少年の「墮落」の防止という問題圏において、その存在と効果を見出していたといえる。

3-2 裁判記録から見る「オスカー・ワイルド事件」の歴史的位相

3-2-1 男同士の「親密な」関係のある位相

「クリーブランド・ストリート事件」の五年後、イギリス中を騒がせることとなった「ワイルド事件」⁹が起きた。現在では近代の「同性愛事件/裁判」として扱われる傾向の強い「ワイルド事件」であるが、「同性愛」という概念が未だ一般に広まってなかった十九世紀末という時代に、それは当時、どのような問題圏に属した事件であったのか、また人々がそれをどのような枠組みにおいて認識していたのか、を以下では具体的に検討していく。

事件のあらましは次のようなものである。1895年2月26日、日も暮れかかろうとする頃、オスカー・ワイルドは、アルビマール・クラブと呼ばれる彼が所属する会員制のクラブに久しぶりに立ち寄った。彼が大広間に入ろうとしたとき、門番のシドニー・ライトが一枚の封に入ったカードをワイルドに手渡し、誰かが十日程前にそのカードをワイルドに手渡すようにと置いていったことを伝えた。彼が封を開けると中には一枚のカードが入っており、そこには次のように記されていた、「男色家を気取るオスカー・ワイルドへ (For Oscar Wilde posing as somdomite[sic])」と。このような言葉をカードに書き記して門番に手渡したのは、息子であるアルフレッド・ダグラス (1870 - 1945) とワイルドの「親密な」関係を不快に思ったクインズベリー侯爵という人物である。ダグラスとワイルドは、1891年、ワイルド三十八歳、ダ

グラス二十二歳の学生のときに出会って以来、親交を深めていた。後に裁判で公表されることになる、ワイルドがダグラスに送った「親密な」手紙の件で、ワイルドがゆずられていることを知ったクインズベリー侯爵は、それまでも不快に思っていた二人の仲を裂くべく行動を起こしたのである。そもそもワイルドの「オックスフォード・ヘレニズム」¹⁰の流れを汲んだ耽美主義的な言動、特にその男同士の「親密な」交友関係はそれまでも人々の目を引いていた。だが刑法改正法成立以前は、そのような交友関係をそれ自体として取り締まることは不可能であった。刑法改正法の成立によってはじめて、「ソドミー法」に抵触しないような男同士の「親密な」関係を取り締まることが可能になったのである。「社会純潔運動」を推し進める人々が敵視していた、上層階級の男性の「退廢的/墮落的生」をまさに体現していた人物といえるワイルドは、ある意味「ラブシェール修正条項」が取り締まろうとしていた対象そのものであったのかもしれない。

まず行動を起こしたのはワイルドであった。彼はカードを受け取ると、弁護士と相談した後、クインズベリー侯爵を名誉毀損罪で訴えたのである。クインズベリー侯爵は、1895年3月9日に逮捕され、4月3日に最初の裁判が開かれた。この名誉毀損による裁判が、後に「ワイルド裁判」と呼ばれることになる三度にわたる公判¹¹の始まりである。以下では、「ワイルド裁判」を、その裁判記録をもとに詳細に検討し、そこで問題になっている事態がいかなるものなのかを見てみよう。

第一回公判は1895年4月3日、オールド・ベイリーの中央刑事裁判所で、裁判長ヘン・コリンズ、原告ワイルド、被告ダグラスの父である八代目クインズベリー侯爵、原告側弁護士エ

ドワード・クラーク他、被告側弁護士エドワード・カーソン他という顔ぶれで始まった。まずワイルド側のエドワード・クラークはクインズベリー侯爵の罪状を説くのであるが、これは先にも述べた通りワイルドへの侮辱行為であった。クインズベリー侯爵側は、彼がカードに記した言葉は真実であり、そのことを公にするのは「公共の利益」になるとして無罪を主張した。裁判はワイルドによる名誉毀損の訴えに基づくものであったが、事態は思わぬ展開を経てワイルドに不利な方向へと傾いていく。クインズベリー侯爵側弁護士カーソンの戦略は、ワイルドの行動に焦点を当てるのではなく、彼の日頃の言動がいかに「貴族的退廃」に満ちたものであったかを明るみに出し、そのように忌むしく反道徳的言動をとるような種類の人物、つまりイギリス社会の「良俗」を乱す人物として彼を提示することであった。おそらく「ラブシェール修正条項」成立以前には、このようなクインズベリー侯爵側の戦略は成り立たなかったであろうと思われる。というのも、刑法改正法成立以前に男同士の「親密な」関係を取り締まる法は行為に照準した「ソドミー法」のみであり、クインズベリー侯爵がカードに記したような行為（ソドミー行為）が実際に行われたかどうかを法廷において証明することは事実上不可能に近かったからである¹²。だが刑法改正法の成立により、ワイルドが道徳に反する性的行為を行うような墮落した人物であると証明することによって、クインズベリー侯爵側は自らの行動を正当化できたのである。その意味においては、「ワイルド裁判」はその第一回目の名誉毀損による裁判から、「社会純潔運動」という刑法改正法を取り巻く背景を前提としたものであったといえる。1895年4月3日の『タイムズ』にも、次のように記されている。

ワイルドへの中傷の言葉は最も忌々しい犯罪を直接的に非難するものではない。それが意味するところは、その言葉を書かれた人物は、実際の犯罪行為は全く犯してはいないが、何らかの仕方で最も忌々しい罪を犯す傾向がある人物と他人に見え、本人もそう気取っているということである。(The Times 1895/4/3)

ここからは、この裁判がワイルドの犯罪行為自体を暴き出すことにあるのではなく、彼がそのような行為を行う傾向/性質をもった人物であることを示すことにあるということが窺えるであろう。

クインズベリー侯爵側弁護士のカーソンはできる限りの証言をもってワイルドを窮地に追い込んでいくのであるが、ここでカーソンによる尋問の内容からワイルドがどのように追い詰められていったのかを具体的に見てみよう。この尋問によって前面に押し出された問題は、前節で考察した上層階級の道徳的「退廃」や「墮落」、「性的放蕩」という問題系と重なると同時に、それは後にセクソロジーが「同性愛」という「人格」を構築する際に排除しようとした、当時の人々に広く共有された思考様式であるので少し詳しく検討する。

1895年4月3日の初日の公判では、ワイルドの主著のひとつである『ドリアン・グレイの肖像 (The Picture of Dorian Gray)』についての質問が為されたが、そこからはカーソンが執拗にワイルドの「退廃的/墮落的生」のあり様を浮き彫りにしようとしている姿が看取できる。(以下、傍点引用者)

——カーソンが『ドリアン・グレイの肖像』

の一節を読み上げる――

カーソン：ではワイルド氏、お尋ねしましょう。ひとりの男性による成熟したばかりの若者に対するそのような感情は適切な感情だと思えますか、それとも不適切なものだと思いますか。

ワイルド：わたしは、それは芸術家が、その芸術と生にとって必要な美しい個性に出会った際にどのように感じるかを完璧に表現したものだと思えます。

カーソン：あなたは、それは男性が他の若い男性に対して持つべき感情だというのですね。

ワイルド：ええ、芸術家としてはね。

――カーソンによる『ドリアン・グレイの肖像』の朗読の続き――（中略）

カーソン：では一句ごとに考えていきましょう。「わたしは狂ったように君を崇拜した」とありますが、これについてはどうですか。あなたは若い男性を狂ったように崇拜したことがありますか。

ワイルド：いいえ、狂ったように崇拜したことなどありません。（中略）

カーソン：「わたしは君がことばを交わすあらゆる人に嫉妬した」とありますが、あなたは今まで若い男性に嫉妬したことがありますか。

ワイルド：いいえ、一度も。（中略）

カーソン：大人の男性は若者を墮落させることではないのですか。

ワイルド：わたしはないと思えます。（中略）

カーソン：若者に甘いことばをかけたり、愛を交し合ったりすることは、実際のところ彼を墮落させることだとは思わないのですか。

ワイルド：いいえ。（中略）

――裁判の冒頭で読まれた、ワイルドがダグ

ラスに送った手紙に言及して――

カーソン：どうしてあなたの年齢の男性が、ほとんど二十歳も年下の少年を「わたしの愛しいボーイ」などと呼ぶのですか。

ワイルド：わたしは彼を気に入っていました。ずっと彼を気に入っておりました。

カーソン：彼を崇拜していたのですか。

ワイルド：いいえ、そうではありませんが、ずっと気に入ってはおりました。（Coats 2001: 50-64）

カーソンの質問の内容は、現在の視線から見るとワイルドを「男を愛する男」という「人格」に追い込もうとするものであると解釈することができるかもしれない。だがそこに「同性愛」という概念に回収できない過剰な物言いが存在するとき、これを現在の「同性愛」という問題圏に容易に接続することを差し控えなければ見えてこないものがあるのではないだろうか。もちろんカーソンは行為そのものではなく、ワイルドはそのような行為を行う性質をもった人物であるという方向に話を滑らせていこうとしているのは確かである。だが彼が「男を崇拜する男」という枠組みの中で念頭にあるのは、おそらく若い男性を崇拜し、その結果、彼を「墮落」に導く大人の男性という「社会純潔運動」や「ラブシェール修正条項」が廃絶しようとしたものと重なるものであって、「性一愛」において解釈される現在の「同性愛」という問題認識からはずれているように思われる。

公判第一日目はワイルドの作品に関する問答に終始した。しかし公判第二日目にはカーソンは、初日に裁判官や陪審員に伝えたワイルドの「退廃的/墮落的生」という印象を引き受けつつ、巧みにワイルドの作品から彼の私生活に話を移行させ、実際の交友関係についてワイルド

を問い詰めていくこととなる。やがて窮地に立たされたワイルドは、後日、クインズベリー侯爵への告訴を取り下げることになる。以下では、1895年4月4日に開かれた公判二日目の様子を概観する。

まずカーソンは、ワイルドに次のような質問を投げかけた。

カーソン：あなたは昨日、テイラーと親密であると言いましたね。

ワイルド：わたしは、彼を親密な友人と呼んだわけではありません。彼はわたしの友達のひとりであるだけです。(Coats 2001: 77)

テイラーという人物は、上層階級出身であったが、放蕩の末、親の財産を食い潰し、金持ちの男性に「男娼」を斡旋することで（ワイルドも彼の客のひとりである）生計を立てていた人物である。カーソンは、テイラーとワイルドに関係があることを確かめた後、テイラーが紹介した若者たちとワイルドとの交友関係に質問を集中させていく。

カーソン：パーカーは現在、失業中ですが、召使であったことは知っていましたか。

ワイルド：いいえ。

カーソン：知っていたなら、彼と親しくしたでしょうか。

ワイルド：ええ。わたしは自分が好きな人物なら誰とでも友好的になります。(中略)

カーソン：彼は何歳ですか。

ワイルド：たぶん二十歳でしょう。彼は若く、それが彼の魅力のひとつでもあります。

カーソン：彼は知的な人物でしたか。教育を受けた人間でしたか。

ワイルド：教養があるということはありませ

んでした。(中略)

カーソン：あなたはパーカーの兄とも親しくなっていますね。

ワイルド：ええ、わたしが彼らを招きました。

カーソン：あなたは、弟のパーカーが召使で、兄が馬丁であることを知っていましたか。

ワイルド：いいえ。でも、知っていたとしても、気にしなかったでしょう。(Coats 2001: 83-84)

このようなカーソンとワイルドのやりとりからは、当時のイギリスにおいては、上層階級に属するワイルドと労働者階級の少年が階級差を乗り越えて交際するということが自体が「普通でない」ものとして見なされていたこと、そしてそのような交友関係をもつワイルドの行動も疑わしいものとして、つまりその背後に何か普通ではない忌まわしい目的があるはずであるという観点から解釈されていることが窺える¹³。例えば、以下の公判最終日のカーソンによるオープニング・スピーチからもそのことが看取できる。

ワイルド氏に対して提出されたあらゆる事例には、共通していくつかのことが見出される。どの事例でも当事者はあらゆる面においてワイルド氏と対等ではない。彼らは皆、彼が自然に接するような教育を受けた人物ではなく、また彼らは年齢においても彼と対等ではない。しかし一方において、紳士諸君、彼らの年齢は奇妙なほどに似かよっているのです。ワイルド氏は、これまで付き合いしてきた若者たちには、美しく魅力的な何かがあると述べています。しかしワイルド氏は、自分と同じ階級の中で、そうした若く魅力的な交際相手を見つけることができなかつたの

でしょうか。……ワイルド氏に紹介された若者は皆、十八歳か二十歳です。これらの若者が紹介された経緯や、これらの若者に提供された金銭と物品のことを考慮にいれば、ワイルド氏とこれらの若者の関係には何か自然でないものがあつたという結論に到達せざるをえません。(Coats 2001: 104)

カーソンの狙いは、ワイルドが金銭で若い男性を買っている、つまり彼らに売春をさせているということ、実際にそのような行為が行われたという証拠なしに人々の心に印象付けることであつた。その際に彼が利用したのは、彼の貴族的で退廃的な生の形態であり、ワイルドという人物の墮落した性質そのものであつた。上記のカーソンの発言からも、この裁判が属している問題圏が、現在の個人間の愛に定位した「人格」としての「同性愛」という問題圏からはいささかずれていることが窺えるであろう。

3-2-2 名誉毀損裁判から刑事裁判へ—男同士の「著しい猥褻行為」という犯罪

クインズベリー侯爵に対する名誉毀損罪の裁判は、ワイルド側からの告訴の取り下げという結果に終わった。その後、この裁判において提出されたワイルドの交友関係についての数々の証拠により、ワイルドは、刑法改正法の第条十一条（「ラブシェール修正条項」）に抵触した罪、つまり男同士の「著しい猥褻行為」を行ったという理由で逮捕され、ホロウェイ監獄に収監されることとなった。ワイルドの二度にわたる刑事裁判は、1895年4月26日から始まったが、そこで彼は法廷のみならず世論全体にも立ち向かわなければならなかつた。というのも、「社会純潔運動」の熱気が未だ覚めやらぬ中、クインズベリー侯爵への名誉毀損の裁判の途中

から、ワイルドのイギリス社会の「良俗」を害するような言動に対して、新聞各紙がいつせいに攻撃を加え始めていたのである¹⁴。

1895年4月26日に開始されたワイルドの刑事裁判においては、前述のチャールズ・パーカーが検察側証人として証人台に立ち、検事のチャールズ・ギルとのあいだで次のようなやりとりがなされた¹⁵。

ギル：最初に囚人[引用者注：ワイルド]に会つたのはどこですか。

パーカー：テイラーが、「金になるいい男を紹介するよ」と言いました。……次の日の夜、テイラーはわれわれをルパート街のレストランに連れて行きました。……しばらくして、ワイルドが訪れ、われわれは正式に紹介されました。

(中略)

ギル：食事は豪華なものでしたか。

パーカー：ええ。……ワイルドが支払ってくれました。

ギル：会話の内容はどのようなものでしたか。

パーカー：はじめは普通のことでした。

ギル：それで？

パーカー：それから、ワイルドは、「これこそ、わたしにぴったりの少年だ。これから、わたしとサヴォイ・ホテルに行かないか」と言ったので、わたしは同意しました。……ホテルに着くと最初は3階のワイルドの居間にいました。

ギル：そこでさらにお酒がふるまわれましたか。

パーカー：ええ、アルコールを飲んだ後に、ワイルドは寝室に来るように言いました。

ギル：そこで何が起こつたのかを教えてください。

パーカー：彼は、わたしにソドミー行為をしました。

ギル：ワイルドはその時、あなたに金銭を与えましたか。

パーカー：わたしが去る前に、彼は2ポンドくれました。

ギル：ワイルドはどちらが女性を演じるか言いましたか。

パーカー：ええ、言いました。……ワイルドはわたしに自分を女性と、そして彼を愛人だと思うように言いました。わたしはこの幻想を持ち続けるようにしなければなりません。わたしは彼の膝の上に座り、彼は女性を喜ばせるように……（検閲）……。ワイルドは、この卑猥な想像を保ち続けるように言い張りました。（Coats 2001: 131-132）

クインズベリー侯爵側の弁護士カーソンのおかげで、名誉毀損裁判の時とは異なりこの公判の場の雰囲気はすでに、ワイルドという人物の墮落した性質はほぼ自明のものとなっていた。それを前提にした上で、再び具体的な忌まわしい行為に話を移行させることで、彼の「退廃的/墮落的生」を印象付けたのである。しかしこの時点では、ワイルドという人物の性質の「異常性」が語られる際も、欲望/情欲のままに生きる道徳性に欠いた人物という既存の枠組みの内に留まってのことであり、「ワイルド事件」を現在の視線から「同性愛」の裁判として即断するのは軽率であろう。パーカーの発言にある、「ワイルドはわたしに自分を女性と、そして彼を愛人だと思うように言いました。……わたしは彼のひざの上に座り、彼は女性を喜ばせるように……」というような表現も、現在から見れば、「同性愛」を証明する証言になり得るのかもしれない。だがこの当時はまだ、それは「男

娼（少年）」を買う上層階級の男性の「放蕩」や「墮落」という問題圏の内部にあったと考えるのが妥当であろう。ワイルド自身もまた、彼の少年への愛、つまり彼のいうところの「その名をあえて告げぬ愛（love that dare not speak its name）」を公判において尋ねられ、それを擁護する際に語る言葉は、ポジティブな言葉に置き換えてはいるが、そのような既存の思考圏内に留まっている。

この世紀に「あえてその名を告げぬ愛」とは、年上の男が若い男に示す愛のことです。……プラトンが彼の哲学の基礎にした愛です。ミケランジェロやシェイクスピアのソネットにも見られる愛です。完全なほどに純粋な深い精神的な愛のことです。……それは知的であり、年上の男と若い男のあいだに繰り返し存在した愛です。年上の男は知性を持ち、若い男は歓喜と希望と魅力をもっているからです。今の社会はそれ理解できないばかりか、その愛を嘲笑し、その愛を知るものを絞首台に送ろうとするのです。（Coats 2001: 148-149、傍点引用者）

よく知られる「その名をあえて告げぬ愛」を語るくんだり、ワイルドは「年上の男と若い男のあいだに」ある愛を、ヘレニズム的な解釈に置き換えて語っている。だがここでの問題は、至高の精神性をそこに読み取るか、肉体的快楽への飽くなき欲望を見るかの違いであって、「人格」という異なったレベルの問題の生成はまだこの段階では読み取ることはできない。「ワイルド事件」が男性の欲望やそれを肯定する上層階級の生の過剰さという枠組みの内部でのみ捉えられている限り、「道徳的墮落」や「性的退廃」という中傷から逃れることはおそらくで

きなかったのではないだろうか。このような思考の圏内に留まったまま、ワイルドのようにそれをギリシャの伝統に結びつけ、それを精神的なものに読み替えたとしても、それは「キリスト教の純潔」の理念を掲げる中産階級の公衆の前ではもはや何の威力も持たないものだったのである。

最終論告のときに法務次官であるフランク・ロックウッドが述べた内容もまた、上記のカーソンと同様に、ワイルドを情欲に仕える墮落した人物として提示している。

彼が付き合っていたのは誰でしょうか。彼は教養と文学的素養も持った人物であります。彼は同等の人物と付き合うべきであって、あなたがたが証言台で御覧になったような教養のない少年と付き合うべきではなかったでしょう。……[ワイルドがダグラスに送った手紙に言及し]そのような手紙が男性から他の男性に宛てられたものであるとき、それをどのように考えたらよいのでしょうか。もし健全な考えを持った男性にそのような手紙を見せたなら、それは罪深い情欲の証だと受け取られるでしょう。(Coats 2001: 165-166、傍、[]部点引用者)

ロックウッドもまた、カーソンと同様に、ワイルドのような教養のある上層階級の男性が労働者階級の無知な若者と親交を持ち、男性が女性に送るような恋文を彼らに送ることは「健全」ではなく、そのような行動は何か忌まわしい目的が背後にあってのことであろうと示唆している。「罪深い熱情」という言葉で彼が意味するものとは、「男娼(少年)」をあさるような抑制のない性的欲望であり、現在の「同性愛(者)」における「同性への愛」とは異なったレヴェル

にあるものであろう。

ではここで一般の人々が「ワイルド事件」をどのように捉えているのかを確認しておこう。1895年4月24日、「社会純潔運動」の中心的人物のひとりであったジュセフィーヌ・バトラが彼女のいとこへの手紙において以下のように「ワイルド事件」に言及している。

ええ、……オスカー・ワイルドの狂気のさたが、疫病のようにロンドンの上流社会に広まっていることは知っています。……あまりにも墮落させられてしまった、いくらかの道義をもった若者たちを気の毒に思います。……ロンドンの上層階級はそのような悪徳で腐敗しています。神の代わりに芸術や芸術家や詩を崇拜する人々は、なんて愚かなのでしょうか。ギリシャ人はまだましでしょう。というのも、彼らはキリストの純潔の道徳を聴いたことがないのでから。(Bland 2001: 88、傍点引用者)

ここからはバトラがその一翼を担っていた「社会純潔運動」に身を投じる人々、およびそのような運動に大きく影響されていた一般の人々の「ワイルド事件」に対する見解を看取できるであろう。彼らもまた「ワイルド事件」を「少年愛」に浸る「上層階級の墮落」という枠組みにおいて認識しており、キリスト教の「純潔」という「社会純潔運動」の人々が掲げた価値とそれを対比しているのである。

三度にわたる裁判で完全に追い詰められたワイルドは、1895年5月25日、彼が若者たちの「極めて嫌悪すべき墮落集団」の中心であったことは疑いようがなく、その言動は完全に「恥辱の観念を喪失」しているとして、刑法改正法の許容する最高刑(懲役2年の禁固刑と

重労働)の有罪判決を下された¹⁶(Coats 2001: 173-174)。その直後の新聞各紙の反応は次のようなものである。

イギリスはワイルドという男や、彼のような他の男たちにあまりにも長く我慢しすぎたのである。彼がこの国の法を破り人間の品位を犯す以前は、彼は社会のペストであり知的退廃の中心にいたのである。彼は健全で男性的で質素なイギリス生活の理想を攻撃し、退廃的な文化と知的退廃という偽の神を創りあげた流派の地位の高い人物のひとりである。……将来の国を背負う資質が十分にある若者たちのあいだに広がった道徳的退廃の責任は、彼や彼のような人物にある。……病的な知的状況の自然な帰結であるこれらの忌まわしい悪徳の有罪判決は、彼の文化の一員であると気取る不健全な少年たちにとって有益な警告であると敢えて言おうではないか。(The Evening News 1895/5/25、傍点引用者)

ここではワイルドらのヘレニズム的で華美な生のあり様が、「質素で男性的なイギリス生活の理想」を犯す、「社会のペスト」として提示されている。1895年5月26日の『ニューズ・オブ・ザ・ワールド (News of the World)』もまた、ワイルドを「忌まわしい悪徳の輸入者」、つまりヘレニズム的な「退廃的/墮落的生」の形態をイギリスに持ち込んだ人物として糾弾している。

ワイルド事件は終わった。ついに長年に渡りロンドンの社会生活を揺るがしたおぞましいスキャンダルに幕は下ろされた。……社会はこれらのゲール[イスラム教の伝説で墓をあばいて死肉を食うといわれる食屍鬼]や

その忌まわしい悪習を取り除いたのである。……それらの忌まわしい異国の悪徳の輸入者を肅清するのに社会が払ったコストは大きいですが、得たものも同様に大きいのである。(News of the World 1895/5/26、傍点、[]部引用者)

これらの新聞の論調に共通して見られるのは、彼らが様に「ワイルド事件」を広義の道徳問題として捉えていることである。彼らが主張するところは、つまりワイルドに代表されるような人物の「墮落的/退廃的生」の形態は、健全なイギリス社会に巣食う病であり、それは取り除かれなければならないということである。また特にパブリック・スクールなどの若者たちへの影響を考慮している論調も目に付くことから¹⁷、「ワイルド事件」以前から問題となっていた、パブリック・スクールにおいて熟成された後にオックスフォード大学などで花咲く、上層階級の退廃した文化という「社会純潔運動」と重なり合う問題認識が、「ワイルド事件」を取り巻いていることが看取できる。ここには現在の我々がその存在を前提としているような、「人格」としての「同性愛(者)」という認識は見取ることができないであろう¹⁸。

4 「オスカー・ワイルド事件」とセクソロジーへのインパクト

前節においては、「ワイルド事件」を具体的な歴史の文脈において捉え直すことによって、それが現在の「同一/異一性愛」という問題圏とは異なったレヴェルに属する出来事であったことを見てきた。しかしそうではあっても、「ワイルド事件」は現在の我々の性の形態と全く無関係な出来事として、その存在を無視できるようなものではないだろう。むしろ「ワイルド事

件」があったからこそ、その効果としてイギリスにおけるセクソロジーの動きとそれによる「同一／異一性愛」という概念の創出、およびその後の「同性愛」を合法化する刑法の改正があったと見るべきであろうと思われる¹⁹。ではそれらがいったいどのような関係にあったのかを、以下では確認しておこう。

前節において確認したように、「ワイルド事件」がその存在の場を見出していたのは、上層階級の「墮落」や「退廃」といった「社会純潔運動」と同様の問題圏であった。しかし「ワイルド事件」という出来事がある効果を持ったのはそれとはいささか異なった場、つまり近代の「同一／異一性愛」という、性が個人の生の形態を規定する「人格」としての性-生（「性-愛」）へと繋がる問題圏であった。例えば「社会純潔運動」の際、ワイルドを裁いた第十一条がその一部である刑法改正法の成立に尽力したステッドは、セクソロジーを推し進めた「性の思想家」であるエドワード・カーペンターへ宛てた手紙において、「あともう少しオスカー・ワイルドのような事件が起これば、現在、男同士の間で可能な友愛の自由が致命的に損なわれ、人々に永続的な損害を与えるであろう」と述べている（Weeks 1989: 109）。おそらく彼は、「ワイルド事件／裁判」のプロセスにおいて、刑法改正法、特にその第十一条の効果が、自らが意図した「少女／少年の保護」という目的から外れたところへとずれて行ったことを感じていたのではないだろうか。またセクソロジーの運動を実際に推し進めたカーペンターは、その自伝『我が日々と夢（My Days and Dreams）』（1916）において「ワイルド事件」を振り返りつつ、「ワイルド事件」がなければ、後に同性間の愛の問題についての一連の議論が起こらなかつたであろうことを指摘している（Carpenter 1980: 1）。

ここからも「ワイルド事件」が後に、「性一愛」によって規定される「人格」としての「同性愛」という概念の生成に与えたインパクトの大きさが推察できるであろう。刑法改正法の成立に実際に関わった人々やセクソロジーの担い手など、当時の人々が実感として感じる程に、「ワイルド事件」が契機となって顕在化した、刑法改正法の意図せぬ効果は大きなものであったと推察できる。

しかしなぜそのようなことが起こったのであろうか。ここで重要なのは、ワイルドが「ソドミー法」²⁰ではなく刑法改正法によって裁かれたという事実である。もしワイルドが確固とした物的証拠のみが必要な「ソドミー法」で裁かれていたならば、事態は別の方向へと進んでいたかもしれない。世俗化された近代の刑法が何ものかに実際に危害を加える行為そのものを取り締まることをその目的としているのだとすれば、「ワイルド事件」もまた、そのようなものとして取り扱われるはずであった。だが生殖に繋がらない特定の身体部位の接触という行為にのみ照準した「ソドミー法」²¹とは異なり、「社会純潔運動」の問題圏にその起源を持つ「ラブシェール修正条項」にある男同士の「著しい猥褻行為」は、それが指し示す具体的内容が明確ではないために、発案者の意図せざる効果を産み出す契機をその条文自体に内包していたのではないだろうか。実際、「ラブシェール修正条項」の存在によって、そのもともとの目的であった「男娼（少年売春）」の取り締まりのみならず、どのような行為であろうともそこに男同士の「親密さ」が顕在していると判断されれば、それを犯罪行為として取り締まることが可能になったのである。ここにおいて男同士の「親密な」関係は、国家の徹底した監視下に置かれることとなり、それまで可能であった、「男娼」

や「少年愛」としては把握できない男同士の「親密さ」の存在の場が決定的に失われることとなったのである。もともとは「男娼(少年売春)」を取り締まるという目的の下に機能するはずであった「ラブシェール修正条項」であるが、その曖昧さ故に、男性の間で交わされるあらゆる行為や関係を法の網の目にかける結果となり、その成立当初は予想しなかった効果を見出すこととなったのであろう。

「社会純潔運動」に代表される、「純潔」を標榜するピューリタンの道徳観念が社会を取り巻いていた十九世紀後半のイギリスにおいて、「貴族的退廃」を匂わせる男同士の「親密な」関係は、それが既存の道徳の問題圏において捉えられている限り、その存在を許容されざるものとして取り締まられることは避けられなかったのであろう²²。時代の移行期には、新旧の価値観の対立を象徴し、またその移行を加速させるような出来事が往々にして起こる。ピューリタンの中産階級の台頭とその道徳観念が支配的になりつつあった時代において、「ワイルド事件」はそのような時代を象徴する出来事として位置付けられるのではないだろうか。そのような状況の下、道徳の問題圏から個人を規定する「人格」、つまり近代の「性一愛」の問題へと性へのまなざしを移行させる意図的な動きが、「ワイルド事件」を契機として立ち上がったのである。そのような動きこそ、「男娼」や「少年愛」という既存の問題圏に還元されない男同士の「親密な」関係を法の処罰の対象から外すべく、「同一/異一性愛」という概念を創出/流布したセクソロジーである。セクソロジーの担い手たちは、「ワイルド事件」の後、刑法改正法の問題圏、つまり犯罪行為としての刑法の範疇から男同士の「親密な」関係を救い出し、「生得的」に同性へと惹かれる、人が内面に抱える「状態」と

いう新たな枠組みにおいて、そのような関係を提示しようと試みた。彼らは、「医学-科学的」知識を総動員し、既存の「男娼」や「少年愛」といった問題認識と生得的に同性に惹かれる心の「状態」を厳密に区別し、後者を異性への愛と同様に「自然」が産み出した一部として擁護した²³ (Ellis 2001, Symonds 2002, Carpenter 1897 など)。過剰な情欲や道徳の問題としてではなく、愛という位相、つまり「性一愛」として異性間のみならず同性間の「親密な」関係をも同様に捉え直したことによって、彼らは「ラブシェール修正条項」の不当性を訴え、その改正を求めたのである²⁴。おそらく近代の法における「道徳」の問題圏から男同士の「親密な」関係を救い出す唯一の手段が、それを「医学-科学的」知識を介して解釈することによって、「生得的なもの」として「自然」の一部に位置付けることであったのではないだろうか。

「ワイルド事件」という出来事の重要性は、「ラブシェール修正条項」が潜在的に孕んでいた危険性、つまりその直接の目的である「男娼(少年売春)」の規制のみならず、男同士のあらゆる「親密さ」を取り締まることになってしまう可能性を、実際に顕在化させたことにあると思われる。法やテキストなどの言葉が実際に現実を動かす得るのは何かの出来事を介してであろうが、「ワイルド事件」はまさにそのような出来事として理解できるだろう。それは、男同士の欲望/熱情が「道徳」や「放蕩」、「墮落」、「退廃」といった言葉で表現される問題から、「人格」として語られるような、人の身体や内面の奥深くにまなざしを向ける問題に移行する過渡期にその存在の場を持つのであろう。そのために現在では「同性愛事件/裁判」として理解されてしまうのではないだろうか。当時の具体的な様相を紐解くことによって「ワイルド事件」

のみならず、その直接の影響の下に活発になったセクソロジーの運動の意義をも再確認できるはずである。

5 おわりに

現在の「同性愛」という概念からは、ほぼ完全と言って良いほどに消し去られた観がある「上層階級の退廃 / 墮落」という問題認識ではあるが、それは十九世紀後半のイギリスにおいては、「社会純潔運動」に始まり、「クリーブランド・ストリート事件」や「ワイルド事件」という出来事にもひとつの大きな要素として流れ込んでいた。そこでは「少女売春」も「男娼（少年売春）」もその現出の仕方が異なっているだけで根源は同じだと考えられていた。つまり「男娼」においては、男性の無節操な情欲が売春とは異なった形で現出しただけであり、そのような性の「墮落」は、特に華美で過剰な生を生きる上層階級において広範に見られる現象であるとされていたのである。現在では「同性愛事件 / 裁判」として扱われる「ワイルド事件」であるが、当時の様相を具体的にしてみると、いかにそれが十九世紀末のイギリスの錯綜した状況の下に置かれていたかが窺えるであろう。それは性が既存の道徳の問題圏から、「同一 / 異一性愛者」という人の生の形態を規定する「人格」としての位相へと移行する過渡期に起こった出来事であり、それ自身がそのような移行を推し進める大きな力を持ったのである。

「ワイルド事件」の影響の下、セクソロジーの運動家たちは道徳の枠組みから男同士の関係を救い出すべく愛という位相においてそれを捉え直そうとした。彼らがそこで提示した枠組みこそ、現在の我々の性へのまなざしを規定する「同一 / 異一性愛」という、二つのジェンダー

に基づく二項対立の概念であった。少なくともイギリスにおいては、セクソロジーの動きは、「社会純潔運動」やその成果である「ラブシェール修正条項」、またそれを広く認知させるに至った「ワイルド事件」との相関関係なしにテキストのレヴェルにおいてそれ自体として考察し得ないものであろう。「ラブシェール修正条項」の改正を要求することから始まったセクソロジーの動きを、「社会純潔運動」や「ワイルド事件」という十九世紀後半に起こった一連の出来事の効果としてその線上に位置付けることによって、テキストの意味解釈においてのみでは正確に把握できないセクソロジーによる運動の意義が見えてくるのではないだろうか²⁵。愛の根拠を身体へと分け入って「科学—医学的」知識を援用しつつ探究するセクソロジーの執拗なまでの努力は、刑法の改正という明確な目的が背後に存在したことを考慮に入れてはじめて正確に理解できるもののように思われる。もし「ワイルド事件」がその終結とともに忘れられてしまうような出来事であったならば、それは現在の我々には関係のない過去のひとつの出来事に過ぎないのかもしれない。だが実際には、その影響は、後の同性同士の「親密な」関係に対する人々の認識の転換に大きな影響を残すこととなり、現在の我々の性に関する認識にも痕跡を残すものであるといっても過言ではないだろう。「ワイルド事件」の後、その影響の下に「ラブシェール修正条項」の撤廃という明確な目的を持ってその活動を行っていたセクソロジーの具体的な運動や、それが刑法改正の実現へと向かっていく様相を詳細に追うことで、「本質主義」というレッテルを貼られ、過去の遺物として葬り去られる傾向の強いセクソロジーへの新たな視角が開かれるはずであるが、その作業は別稿に譲ることとする。

注

¹ イギリスはイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドから成る連合王国であるが、本稿の対象は歴史上その中心の位置を占め続けているイングランドに限定する。しかし便宜上、本稿では日本語で通用している「イギリス」と表記する。

² 「同性愛 (homosexuality)」という言葉は 1869 年にドイツ語圏で誕生したものであるが、それがイギリス (英語圏) に伝わったのは、1892 年のオーストリアの医師であるクラフト-エビングの記した『変態性欲論 (Psychopathia Sexualis)』の翻訳による。その後、「同一 / 異性愛」という概念が一般に広まり実定性を帯びるのは数十年の後である。1930 年代には広く知られるようになったようであるが (ボズウェル 1981: 43)、例えばオックスフォード英語辞書に初めて掲載されたのは、1989 年度版においてである。

³ セクソロジーとは、ある特定の専門分野というよりも、主に十九世紀後半に生成した、様々な分野の専門家によって為された性 (特に「異常」とされる性欲) に関する学術的探究の総称といえる。特にドイツとイギリスにおいて盛んであったが、「同 / 異性愛」という概念を広く世間に提示したのもセクソロジーであり、それ故、近年は「本質主義」として批判の対象となっている。

⁴ 「社会純潔運動」とは、「純潔」という理念を掲げて、当時大きな「社会問題」であった売春などの性に関する事項への国家権力による規制を求めた運動である。それに関する具体的な内容については、野田 (2004) に詳しい。

⁵ 刑法改正法、および「ラブシュール修正条項」の成立までの具体的な考察については、野田 (2004) を参照。

⁶ 現在では「同性愛」を取り締まった法として悪名の高い条文であり、それが後にそのような機能を

果たすようになったことは事実であるが、そこからそれが成立した当初に問題となっていた事態やそれが認識されていた地平を遡及的に推察することは避けるべきであろう。

⁷ 「白人奴隷」とは、十九世紀から二十世紀にかけて西欧で行われていた、売春を目的とした大がかりな婦女子の売買である。

⁸ イギリス中を巻き込むこととなった「社会純潔運動」は、「福音主義 (Evangelicalism)」と呼ばれるプロテスタントの一派の人々が中心となって起こした運動である。彼らの掲げる理想は、当時、上層階級に代わって社会的に優位になりつつあった中産階級の掲げる信条 (「勤勉」/「質素」/「純潔」など) と一致する。彼らは、法や警察などの直接的な国家権力によって、当時、大きな「社会問題」であった売春問題を解決に導こうとした。

⁹ 『タイムズ』をはじめとする全国版の高級紙からタブロイド紙まで、「ワイルド裁判」はあらゆるジャーナリズムによって報道されており、イギリスにおいて最も有名な裁判のひとつとされている。

¹⁰ ワイルドが、『獄中記』[1998:22] に記したように、「父が私をオックスフォード大学に送った時」が、牢獄に入れられた時とともに彼の人生における二大転機であった。ワイルドが入学した頃のオックスフォード大学は、ヘレニズム文化を理想とする学問と芸術の文化的風土があった。ワイルドは、特に師であったペイターに強く影響されその耽美主義の傾向を強くした。ヘレニズム的なものに強く影響されていたワイルドが、ギリシャ的「少年愛」に高い価値を置いていたのは、ある意味、必然であろう。

¹¹ ワイルドに対する刑事裁判は、クインズベリー侯爵の名誉毀損の裁判の直後に行われた二回の公判のみであるが、第一回目の名誉毀損裁判も一連の出来事として「ワイルド裁判」の一部として数えられることが多く、本稿においてもそのように

扱うこととする。

¹²「ソドミー法」は行為にのみ照準したものである。そこでは行為者の性別や彼らが動物か人間かに関係なく、肛門への男性性器の挿入というある特定の身体部位の接触のみが問題となっている。そこには行為以外の要素が入り込む余地はいっさいない。

¹³ イギリスにおいては、階級の問題はあらゆる「社会問題」において重要な要素として存在するものである。しかし本稿は、「階級問題」を主題としているのではなく、その存在が他の要素と絡みあって及ぼした効果を見ていくものであるので、「階級問題」自体を深く論証することは別の機会に譲りたい。

¹⁴ ワイルドは、このようなジャーナリズムの動きを予測するように、1891年に出版された著作『芸術家としての批評家 (The Critic as Artist)』において、大衆ジャーナリズムによって形成される「世論」について、次のように言及している。「イギリスはひとつのものを成し遂げた。それは世論の発明とその確立である。世論は共同体の無知を編制し、それを物質的な力の尊厳にまで持ち上げたのである」。(Elleman 1986: 403) おそらくワイルドはその鋭敏な感性でもって、公衆が大きな力を持ちつつある時代の空気をつかんでいたであろう。だが彼自身の運命が、そのような「世論」、つまり公衆の力によって動かされることになろうとは考えていなかったはずである。しかしワイルドが感じ取っていたように、いったんメディアを媒介として形成された「世論」は、何ごとかを動かす「物質的な力」をもっているのであって、刑法改正法の成立過程の背後にも、また「ワイルド裁判」の背後にもこの「世論」の力が動いていたことを感受し得るのである。

¹⁵ ここでは、検察側証人の証言が持った効果に注目するものであるので、その内容の真偽については

問題にしない。

¹⁶ 釈放後ワイルドは、二度とイギリスの地を踏むことなくフランスの田舎町で46年の短い人生を苦難のうちに終えることとなった。

¹⁷ 例えば1895年5月27日の『スター (The Star)』には、次のように記されている。「この裁判の教訓はパブリック・スクールの学校長や他の道徳に責任のある人々が忘れ去ってはならないことである。この疫病を追い払うことは、おそらく誰よりも彼らの肩に掛かっているのである」。(White 1999: 60)

¹⁸ 例えば1898年に出版された医学誌『ランセット』には、男同士の「親密な」関係は、「性的情欲の退廃的な現出に過ぎない……」と指摘している (Smith 1979: 299-390)。この当時には男同士の「親密さ」は、医学的にも「退廃的生」の形態として解釈されていることが見て取れる。

¹⁹ 1967年に制定された「同性愛」に関する固有の法である性犯罪法は、セクソロジーによる動きの効果のひとつとして位置付けられる。性犯罪法において初めて「ソドミー法」と「ラブシェール修正条項」は「同性愛」という概念にもとに同一の平面に並ぶことが可能になった。そこでは二者関係における私的な「同性愛」関係のみが、「異性愛」関係と並ぶことによって合法化された。

²⁰ 「道徳」や「悪徳」というレトリックによって「社会純潔運動」という問題圏から派生した刑法改正法と、教会法から続く伝統を引きずったまま十六世紀に世俗化された、身体というレヴェルにのみ照準した「ソドミー法」とを連続させるのは誤りであろう。少なくともイギリスにおける「同性愛」をめぐる問題は、「ソドミー法」以前の伝統的なキリスト教の見解（必ずしも性的なもののみではない過剰な欲望に照準した問題認識）、世俗化された「ソドミー法」の時代（他の身体へ行われる犯罪行為という身体のレヴェルにのみ照準した問題認

識)、および刑法改正法の問題認識とが重なり合っていると思われる。だがそこにはそれぞれ断層が走っているであり、それらをなだらかに連続させるのは「同性愛」という概念を前提としてのみ可能なものである。

²¹ イギリスにおける「ソドミー法」は、その行為の対象に関わらず肛門と男性性器の接触という、生殖行為でない性行為のみを問題としていた。つまりここでは男同士、男女間、人間と獣の間で行われるソドミー行為はすべて同様に犯罪行為として規定されていた。

²² これは「人格」という個別主体に定位する近代のホモフォビアとは異なった質のものであることを指摘しておく。

²³ 彼らは、「男娼」や「少年愛」の問題は、「性一愛」で規定される「同性愛」とは異なった、既存の情欲の問題として、刑法の対象から外すことを求めなかった。

²⁴ 彼らの提示する内容は似通ったものであるが、当時はまだ「同一／異一性愛」という言葉に統一はされていなかった。例えばカーペンターは「同性の愛 (homogenic love)」、シモンズやエリスは「性の転倒 (sexual inversion)」などを好んで用いている。またそれらの概念によって初めて「同性愛」として女同士の「親密な」関係が男同士のそれと並立して語られるようになったことも指摘しておきたい。1921年には「ラブシェール修正条項」を女性にも適用する修正案が下院において議論されたことは示唆的であろう。

²⁵ キリスト教の見解において過剰な情欲とされる性は、教会法による宗教的規制の時代から近代法の時代に至るまで、権力が直接的に発動される場であった。その意味において、西洋における性はいつも「法」という権力との接点においてその多様な形態を見出してきたのであり、それとの関係性なしには把握できないものであろう。

文献

Bland, L., 2001, *Banishing the Beast: Feminism, Sex and Morality*, London: Tauris Parke Paperbacks.

Boswell, J., 1980, *Christianity, Social Tolerance, and Homosexuality*, Chicago/London: The University of Chicago Press.

Carpenter, L., 1897, *An Unknown People*, London: A. and H.B. Bonners.

——— 1912, *The Intermediate Sex: A Study of Some Transitional Types of Men and Women*, London: George Allen & Unwin Ltd..

——— 1980, *Homogenic Love*, London: Redundancy Press.

Coates, T. ed., 2001, *The Trials of Oscar Wilde*, London: The Stationary Office.

Elleman, R., 1986, *The Artist as Critic: The Critical Writings of Oscar Wilde*, Chicago: University of Chicago Press.

Ellis, H.H., 2001, *Studies in the Psychology of Sex: Sexual Inversion*, Honolulu: University Press of the Pacific, reprinted from the 1906 edition.

Hyde, H.M., 1962, *The Trials of Oscar Wilde*, NY: Dover Publications.

——— 1970, *The Other Love: An Contemporary Survey of Homosexuality in Britain*, London: Heinemann.

野田恵子, 2004, 「十九世紀イギリスにおけるセクシュアリティの政治学—「社会純潔運動」と刑法改正法の成立をめぐる」『現代社会理論研究』第14号, 218-229.

- Smith, F.B., 1979, *The People's Health 1830-1910*, London: Croom Helm London.
- Weeks, J., 1983, *Coming Out: Homosexual Politics in Britain From the Nineteenth Century to the Present*, London/ NY: Quartet Books.
- 1989, *Sex, Politics and Society: the Regulation of Sexuality since 1800*, London/NY: Longman.
- White, C., 1999, *Nineteenth-Century Writings on Homosexuality: A Sourcebook*, London/NY: Routledge.
- Wilde, O., 1996, *De Profundis*, NY: Dover Publications (= 1999 『獄中記』 角川文庫) .

(のだ けいこ 東京大学大学院、keiko0610@hotmail.com)

(査読者 土屋敦、佐々木陽子)

Sex and Love in the Late Nineteenth-Century England : the 'Oscar Wild Trials' and its Effects

NODA, Keiko

The broad aim of this essay is to re-interrogate how the arrest and subsequent trials of Oscar Wild, which is now considered a 'homosexual' scandal, was recognized by the people in the late nineteenth-century England through setting it firmly in the historical context of that period. In doing so this essay seeks to show how the 'Oscar Wild Trails' had promoted what is now known as sexology which created the concept of 'homo-/hetero-sexuality' , and how these two are interrelated: the true understanding of the one cannot possible without that of the other.